

平成19年度 第1回
高圧ガス規格委員会 議事録

I. 日 時：平成19年8月6日（月）14：00～17：00

II. 場 所：虎ノ門パストラル オーク（新館5階）

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：木村

副 委 員 長：大谷

委 員：岩崎、駒田、堀口、倉田、春山（代理 羽尾）、高田(進)、渡辺、石田、
河南、萩原、小澤、原、平位、満田、加納、山崎(俊)

オブザーバ：生田（(社)日本LPGガスプラント協会）、澤井（指定検査機関連絡協議会）

K H K：荒井、松木、小汀、長沼、永井

IV. 配付資料：資料23 平成18年度第2回委員会議事録（案）

資料24 保安検査基準等改正案に寄せられた意見に対する対応案

資料25 定期自主検査指針・保安検査基準改正修正案

資料26 定期自主検査指針・保安検査基準のその他の見直し事項について

資料27 「高圧ガス規格委員会」所管分野のKHKSの廃止について（その2）

資料20 「高圧ガス規格委員会」所管分野のKHKSの廃止について（再配布）

V. 議事概要

1. 定足数報告

事務局より、本日の出席者が委員代理者を含め18名であることを報告し、規格委員会規程第13条第1項に規定されている会議開催のための定足数（委員総数（21名）の過半数（11名））を満足していることを確認した。

2. 議題（1）前回議事録（案）及びその公開について

事務局より、資料23に基づき、前回委員会議事録（案）を通読し、前回議事録（案）の内容及びその公開について採決を行った結果、出席委員及び代理者（18名）の満場一致の賛成により可決となった。

3. 議題（2）保安検査基準等改正案に寄せられた意見に対する対応案について

事務局より、資料24に基づき、保安検査基準等改正案に寄せられた意見に対する対応案及び対応案に基づく資料25改正修正案について説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

<整理番号1～3>

- ・ 「フレキシブルチューブ等は・・・設計思想が異なります」とあるが、ここで設計思想とでてくると違和感があるのではないか。
 - 配管類は厚みそのもので耐圧・気密性能を維持している。フレキについては薄いものを加工して可撓性を持たすものとしているので異なっているということである。
- ・ 設計思想を設計方法としてはどうか。
 - 元々、フレキは可撓性を持たせるために設計しているので設計思想が異なるでもよいのではないか。
- ・ フレキの設計思想について細かく説明をすると、金属製、非金属製のものもあり大変細かくなってしまうので回答はこのままでよいのではないか。
- ・ 回答で「その性能上、耐圧性能、気密性能、可撓性が要求されており、」とあるが「耐圧性能、気密性能」はフレキ以外でも要求されているので、削除してフレキ特有の「可撓性」についてのみ記載すればよいのではないか。

<整理番号5、6、8>

- ・ 大臣認定試験者のみを認めるということなのか。事業者が自ら行うものは認められるのか。
- ・ バルブ類についてはメーカーに持ち込んで分解点検をした後に耐圧試験をしてもらっているものが認められるということを行っている。今の基準だとメーカーの工場に持ち込んだ後であっても、非破壊検査をしなくてはならないように読めるので改正してもらったということであった。
- ・ なるべく非破壊検査でやって、耐圧試験をできるだけやめようというのが保安検査基準の根本にある。しかし、工場に持ち込んで行っている耐圧検査であれば危険性がないだろうから、そこは認めようというのが今回の改正となっている。
- ・ 現在の回答案だと大臣認定試験者のみ認めるというようになっているので、それ以外でもよいということであれば変える必要がある。
 - この改正は、大臣認定試験者が行った耐圧試験は通達において、保安検査の記録として認められているが、KHKSでは耐圧試験は有効でないということとなっていて、ねじれ状態となってしまうものを解消するためのもので限定的なものであると考えている。
- ・ ポンプについては現場では耐圧試験はやっていない。小型のものは、今後、やることもあるかもしれない。
- ・ 整理番号8で、保安検査実施機関は、都道府県、KHK、指定保安検査機関とあるのに指定保安検査機関だけ記載されているのはどうか。
 - 大臣認定試験者のみ認めるという考えが前提でこのような記載となっている。大臣認定試験者であれば、余裕のある肉厚、安全率の判断ができるということである。それ以外の製造メーカー等の判断でも認めてしまってもよいのか、現状の実態よりも広げてしまってもよいのか。

- ・ 整理番号5、6については耐圧試験の対象に配管が含まれるかどうかを聞いているので、そのことについて回答すればよいので、前段の4行は不要ではないか。
- ・ 整理番号8については、文章を再度検討することとして、今回はペンディングとすることとした。

<整理番号7>

- ・ 3行目に「計算不能」とあるが「計算困難」が適切ではないか。

<整理番号10～12>

- ・ 原案では読みにくく、圧力容器の直近に設けられた弁類には何が含まれるのかが分かりにくいので、箇条書きとしてはどうか。
 - 次のように箇条書きにすることとしたい。
 - ① 圧力容器に直結された弁類、② 安全弁・計器類の元弁、③ ドレン弁等、弁類の先に配管が設置されていない弁類、④ 配管が設置された弁類でも腐食、劣化損傷等の評価が圧力容器にて判断できる弁類
- ・ 配管が設置された弁類とはどんなものか。
 - ノズルがあって、すぐにバルブがなくて、少し配管があってその先に設置されているバルブである。

<整理番号22>

- ・ 備考の「解釈専門分科会」は、改正提案であるので「高圧ガス規格委員会、保安検査基準等見直しWG」が正しいのではないか。

以上の意見交換等があった後、対応案を以下のように修正すること、また、整理番号8は継続して審議することとして、「保安検査基準等改正案に寄せられた意見に対する対応案」及び「改正修正案」の採決を行った結果、それぞれ出席委員及び代理者の満場一致の賛成により可決となった。

また、整理番号8については後日事務局より、修正対応案を提案し、木村委員長及び保安検査基準等見直しWG主査の岩崎委員に確認をいただいた後、書面により各委員に審議いただき、その後、書面投票又は規格委員会において決議をすることが確認された。

(対応案の修正箇所)

<整理番号1～3>

- ・ 5行目の「耐圧性能、気密性能、」を削除する。

<整理番号5、6>

- ・ 1行目～4行目の「本解説は、・・・規程です。」を削除する。

<整理番号7>

- ・ 3行目の「計算不能」は「計算困難」に修正する。

<整理番号8>

- ・ 継続して審議することとして対応案はペンディングとした。

<整理番号10>

- ・4行目から8行目の「区分としては、・・・弁類に区分され、」の区分を箇条書きに記載する。

<整理番号13, 14>

- ・改正修正案を参照することを明示する。

<整理番号22>

- ・備考「解釈専門分科会」を「高圧ガス規格委員会、保安検査基準等見直しWG」に修正する

4. 議題(3) 定期自主検査指針・保安検査基準のその他の見直し事項について

事務局より、資料26に基づき、説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・非金属性のものも含まれているのか。
→含めて検討している。

5. 議題(4) 廃止規格について(その1)

事務局より、前回委員会後に資料20(今回再配布)で廃止提案をしたKHKS規格を各委員に送付して、内容を確認していただいたこと及び各委員からのご意見は特になかったことについて説明を行った。

その後、資料20のKHKS規格の廃止に対する書面投票(15日間)及びパブリックコメント(1ヶ月間)を実施することについて採決を行った結果、出席委員及び代理者の満場一致の賛成により可決となった。

6. 議題(4) 廃止規格について(その2)

事務局より、資料27に基づき、説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・8頁の4.の規格「LPガス自動車用クイックカップリング基準(KHKS0705)」等について、現在、通達の受け皿であるLPガス自動車保安対策会議(協議会)が存続するかが微妙な状況である。存続しない場合は日本LPガス団体協議会等が受け皿とならないといけない。そのような状況なので、このあたりが決まるまで廃止を待つほしい。「LPガス自動車構造取扱基準」でも付録にもKHKS基準と記載している。
→規格を廃止することの提案であるが、中身を否定することではないので過去のものまで遡ってなくすということではない。また、現在の「LPガス自動車構造取扱基準」では、付録にKHKS基準という記載はない。おそらく、資料にもあるようなJISの改正等の反映等の改善がされた際に取り入れたのだと思います。

次回までに事務局において、今回資料27で廃止提案のあったKHKS基準を各委員に送付し、内容を確認していただいたうえで、次回規格委員会で廃止等の審議を行う

こととした。

7. 今後の予定について

次回規格委員会の日程調整については、事務局より改めて実施することになった。

以上